

索道事業運送約款

(適用範囲)

第1条 当社の経営する索道事業に関する運送約款は、この約款の定めるところにより行ない、この約款に定め
ない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習による。

(係員の指示)

第2条 旅客は、安全輸送と秩序の維持のために行う係員の指示に従わなければならない。

(運送の引受け)

第3条 当社は、第4条の規定により運送の引受けを拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引受ける。

(運送引受けの拒絶)

第4条 当社は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶する。

(1) 係員の指示に従わないとき。

(2) 当該運送に関し、旅客から特別な負担を求められたとき。

(3) 当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。

(4) 泥酔者等運送上の安全を期しがたいと認められるもの。

(5) 天災その他やむをえない事由による運送上の支障のあるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、正当な事由のあるとき。

(リフト券の効力)

第6条 リフト券は、券面記載の条件により使用する場合に限りその効力を有する。

ただし、日数券・時間券およびシーズン券等は、当該リフト券を同一人物が専有して使用する場合に限り有効
とする。

2. 転売、転貸されたリフト券又は旅客その他の者が故意に偽造、改・変造したリフト券及び汚損はなはだしく
券面表示事項の判読困難となったリフト券は無効とする。

3. 当社がその運賃を変更した場合、変更前において販売したリフト券は、その券面表示運賃の額にかかわらず
通用期間内は有効とする。

4. 不正使用した旅客及び使用後に転売した旅客に使用リフト券運賃額の3倍の賠償を求める。

(リフト券の提示・確認・削除及び回収)

第7条 当社は、旅客の乗車時において、旅客に対してリフト券の提示を求め、これをオートゲートにより確認・
削除又は回収する。

(運賃及び適用方法)

第8条 当社が旅客から收受する運賃並びに適用方法は、別掲運賃表及び適用方法による。

(運転中止の場合の運送途中の旅客に対する取り扱い)

第9条 天災、その他やむをえない事由により索道の運転を中止した場合の旅客に対しては、当社の責任による

運転再開後の必要な運送継続の措置を行う。

(責任の始期及び終期)

第11条 当社の運送に関する責任は、旅客が搬器に乗車したときに始まり、下車したときをもって終わる。

(旅客の遵守すべき事項)

第12条 旅客は、つぎの事項を遵守しなければならない。

(1) いすを揺らさないこと。

(2) いすから飛び降りないこと。

(3) ストック等で索道施設にさわらないこと。

(4) セーフティーバーのあげおろしの励行。

(5) その他の安全輸送を妨げる行為をしないこと。

(旅客に関する責任)

第13条 当社は、索道の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償
する責を負う。ただし、次に該当する場合は

この限りではない。

(1) 索道の運行に関し、当社が法令に規定する注意を怠らなかったこと並びに索道施設に欠陥もしくは機能の
障害がなかったこと等が証明されたとき。

(2) 事故が当該旅客の故意または過失により発生したことが証明されたとき。

(携行品等に関する責任)

第14条 当社は、旅客の運送に関して生じた、スキー・ボードその他の携行品などの滅失またはき損による損
害については、これを賠償する責を負わない。

ただし、その滅失またはき損が当社の過失によるものであるときはこの限りでない。

(旅客の責任)

第15条 当社は、旅客の故意もしくは過失により、又は旅客が法令もしくはこの約款の規定を守らなかったこ
と等により当社が損害を受けたときは、

その旅客に対し、その損害の賠償を求める。

(ペットの乗車禁止)

第16条 当社は、ペットの乗車を禁止する。ただし、カゴに入れたペットの場合は、この限りではない。

付則

この約款は、平成25年12月10日より実施する。

株式会社 マックアース

菅平パインビークスキー場